

令和6年第9回さつま町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年9月24日(火) 午前9時30分～10時50分
- 2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室
- 3 出席者

(1) 農業委員 (9名)

1 番	吉留 義晃	2 番	南原 奈美子
3 番	赤崎 敬一郎	4 番	濱田 誠
5 番	前野 浩司	6 番	満園 和徳
7 番	山内 美千代	8 番	
9 番	坂元 兼一	10 番	池山 準一

(2) 推進委員 (25名)

11 番	下田 保幸	12 番	兒玉 伸一郎	13 番	野間 菊昭
14 番	池之野 智幸	15 番	久保 蘭 貴政	16 番	水流 新蔵
17 番	内村 正二	18 番	宮田 裕司	19 番	竹井 好博
20 番	長福 次美	21 番	田上 政喜	22 番	徳留 伸一
23 番	東條 好廣	24 番	平島 賢一	25 番	大野 恵美
26 番	堀之内 睦	27 番	上屋敷 守	28 番	大迫 勝哉
29 番	竹之内 重則	30 番	山口 治幸	31 番	狩宿 悦男
32 番	宮脇 純久	33 番	肝付 兼久	34 番	坂元 智一
35 番	村上 一徳				

(3) 職員 (5名)

事務局長	松山 明浩
事務局長補佐兼農地係長	片野 好文
農地係主査	堀口 浩二
農地係主査	下牧瀬 嘉子
農林課主事	富満 祐太
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

- 4 欠席農業委員 (1名)
8 番 山崎 博文

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可(農委)申請について (2件)
- (2) 議案第2号 農地法第5条許可申請について (1件)
- (3) 議案第3号 農用地利用集積計画について (1件)
- (4) 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について (175件)

6 その他

事務局長	ただ今から令和 6 年第 9 回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、本日の出席人員報告をいたします。 本日は、8 番山崎委員より欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は 10 名中 9 名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。 また、推進委員 25 名、全員の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。 それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。
議長(会長)	それでは、審議を開始します。 本日の議事録署名者の指名をいたします。 議事録署名者は、2 番南原奈美子委員、3 番赤崎敬一郎委員をお願いいたします。 なお、これまでと同じく、担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いします。 次に事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	「会務報告の朗読及び説明」
議長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、会務報告を終わります。 それでは、1 ページから 2 ページ、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (堀口)	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明 9-1 番 所在：船木字 番 1、田、農振農用地区域内、1,065 m ² 、所在：船木字 番 番、畑、農振農用地区域内、557 m ² 、所在：船木字 番 3、畑、農振農用地区域内、4,391 m ² 、所在：船木字 番、畑、農振農用地区域内、2,271 m ² 、所在：山崎字 番 1、畑、農振農用地区域外、1,056 m ² 、所在：山崎字 番 1、畑、農振農用地区域内、632 m ² 、所在：山崎字 番、畑、農振農用地区域内、888 m ² 、所在：山崎字 番、畑、農振農用地区域内、2,312 m ² 、所在：山崎字 番 1、畑、農振農用地区域内、428 m ² 、所在：山崎字 番 2、畑、農振農用地区域内、299 m ² 、所在：山崎字 番 2、畑、農振農用地区域内、1,656 m ² 、所在：山崎字 番 1、畑、農振農用地区域内、503 m ² 、所在：山崎字 番 1、畑、農振農用地区域内、601 m ² 、所在：山崎字 番 1、畑、農振農用地区域内、696 m ² 、所在：山崎字 番 1、畑、農振農用地区域内、644 m ² 、所在：山崎字 番 1、畑、農振農用地区域内、892 m ² 、所在：山崎字 番 3、畑、農振農用地区域内、542 m ² 、所在：久富木字 番 7、畑、農振農用地区域内、

	965 m²、贈与による所有権移転 9-2 番 所在：神子字 ■■■■■ 番 1、田、農振農用地区域外、1,034 m²、所在：神子字 ■■■■■ 番 1、畑、農振農用地区域内、1,106 m²、所在：神子字 ■■■■■ 番 1、畑、農振農用地区域内、222 m²、所在：神子字 ■■■■■ 番、農振農用地区域内、112 m²、所在：神子字 ■■■■■ 番 1、畑、農振農用地区域内、561 m²、贈与による所有権移転 以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。9-1 番、お願いします。
16 番委員	9-1 番の船木の関係について、本件は、お母さんからお子様へ譲り渡すことの一環であります。従いまして、申請内容、利用状況、境界、進入路、用排水等、いずれも全く問題は無く、適格な申請であると判断いたします。
20 番委員	今回の申請地は複数の区にわたって申請されたところで、船木区の水流通推進委員と分担して調査しました。渡人の ■■■■■ さんと受人の ■■■■■ さんは親子で、母親の ■■■■■ さんから、経営を息子さんに任せるとの申請でしたので、先日、息子さんと現地で話をした結果、申請どおり何ら問題の無いことを報告いたします。以上です。
議長	9-2 番、お願いします。
25 番委員	渡人の ■■■■■ さんは、■■■■■ に住まわられていて、今までも、■■■■■ さんが管理されてきました。今後、■■■■■ さんが規模拡大をしていく予定ということでした。境界、用排水路、進入路等、特に問題ありませんでした。よろしくをお願いします。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の9-1 番から2 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の9-1 番から2 番は、許可することに決定いたします。 次に、3 ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の9-1 番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第2号「農地法第5条許可申請について」の9-1 番について説明 9-1 番 所在：広瀬字 ■■■■■ 番 1、畑、農振農用地区域外、810 m²、地種：第2種農地、形態：転用、用途：食品加工場用地、施設：食品加工場、施設面積：208.26 m²、申請事由：申請地を譲り受け（売買）、食品加工場を設置したい。

事務局 (片野)	申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。9-1 番、お願いします。
14 番委員	議案集の 50 ページをご覧ください。申請地は現在、耕作放棄地となっているところで、周りの畑も耕作放棄地の状態でした。隣接する道路の反対側の家も空き家の状態で、境界、進入路、排水等は問題ありませんでした。以上です。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (片野)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。
3 番委員	これは補助事業で建設されるわけですので、行政の指導のもとにされるということで理解していいんですか。
事務局 (片野)	農林課の担当職員が来ておりますので、説明していただきます。
農林課 (富満)	今の件につきまして、説明させていただきます。有害鳥獣対策協議会というものがあります。こちらの窓口が農政係で、近隣住民の方々の同意が必要になってきますので、一度、広瀬地区で住民説明会を行っております。そこで同意をいただいたということで、こちらの計画を実施したところでございます。以上です。
議長	ただ今、説明がありましたが、よろしいですか。
3 番委員	建物等が、国の事業として適正になっているという説明も、地元になされたのですか。
農林課 (富満)	地元説明は、国の要領の中では、してくださいと、任意であります。ジビエ加工処理施設の場合は、トイレ、シャワーなどの生活排水は集落排水に流すように指導しております。また、個体をさばいていくと血とか出てきますので、そういった業務用排水につきましては、しっかり浄化槽を設置して側溝に流すといった指導は、もちろんしておりまして、国の要領上は全く問題はないという確認はしております。
議長	よろしいですか。他にはございませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、採決いたします。議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 9-1 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長	全員賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 9-1 番は、許可することに決定いたしました。 次に、4 ページから 5 ページ、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の農用地利用集積計画書、集積計画総括表（所有権の移転）について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の 4 ページ、農用地利用集積計画書、5 ページ、集積計画総括表（所有権の移転）について説明
議長	それでは、6 ページ、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 6 ページ、9-1 番について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 9-1 番は、妥当とすること賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 9-1 番は、妥当とすることに決定いたします。 次に、7 ページ、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の計画案総括表について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の 7 ページ、農地中間管理権と利用権設定の計画案総括表について朗読及び説明
議長	それでは、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定を議題といたします。 本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が 25 件ありますので、その案件を先に審議いたします。 まず初めに、24 ページ、9-79 番、42 ページから 43 ページ、9-149 番から 155 番を議題といたします。 ■■■■委員の退室をお願いします。(■■■■委員退室) 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の 24 ページ、9-79 番、42 ページから 43 ページ、9-149 番から 155 番について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地

議長	中間管理権と利用権設定の 9-79 番、9-149 番から 155 番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ですので、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の 9-79 番、9-149 番から 155 番は、妥当とすることに決定いたします。 ■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室} 次に、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の 31 ページから 38 ページ、9-108 番、9-111 番から 126 番を議題といたします。 ■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室} 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 （下牧瀬）	議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の 31 ページから 38 ページ、9-108 番、9-111 番から 126 番について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 （なしの声あり） よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の 9-108 番、9-111 番から 126 番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ですので、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の 9-108 番、9-111 番から 126 番は、妥当とすることに決定いたします。 ■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}
3 番委員	次に、8 ページから 49 ページ、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。 事務局の議案の説明をお願いします。
事務局 （下牧瀬）	議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の 8 ページから 49 ページ、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
21 番委員	14 ページ、9-32 番の中の、久富木字■■■■番 2、これは田となっておりますが、本人とも確認しましたが、もう 10 年以上作っていないで、山になっているという状態でした。今回、この集積に関して、一覽で来たので、全部印鑑を押してしまったということでしたので、ここはもう、今後水田になる見込みもない場所でしたので、外すべきではないかと判断しました。以上です。
議長	今説明のありました件は、非常に大事なことであると思います。現地調査の結果、判明したわけでありますので、今後とも、推進委員、農業委員

議長

はよく確認をしていただくようお願いしたいと思います。
この農地は、外すということによろしいですか。
(はいの声あり)
それでは、外すことに決定します。

他にご意見等はありませんか。
(なしの声あり)

無いようですので、採決いたします。議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、9-32番の久富木字[REDACTED]番2(田、84㎡)以外の案件を妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、9-32番の久富木字[REDACTED]番2(田、84㎡)以外の案件を妥当とすることに決定いたします。

次に、議題(5)「その他」ですが、委員の皆様から議案はありませんか。
(なしの声あり)

事務局から議案はありませんか。
(ありません。)

無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。
次に、会次第6の「その他」で、委員の皆様から、何かありませんか。
(なしの声あり)

事務局から事務連絡はありませんか。

事務局

(事務局より協議・連絡事項あり)
・令和6年度鹿児島県農業委員会大会申し合わせ決議について
・地域計画策定に係る話し合い活動(各区の農業を考える会)について(農業新聞記事紹介)
・目標地図の素案について(提出報告、各委員へ配付)
・活動記録の徹底について(農家との会話、話し合い参加、利用状況巡視、戸別訪問アンケート調査など)
・農業者年金加入推進動画の紹介について
・総会日程の変更について(11/20水→11/22(金)さつま庁舎)
・農業委員会先進地研修の実施について(11月26日(火)～27日(水))

議長

ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。
無いようですので、以上をもちまして、令和6年第9回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____